



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- \*39 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 2
- \*40 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 15

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとしました。(附則第11項関係)

イ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。(附則第12項の2関係)

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長することとしました。(附則第13項の2及び附則第13項の3関係)

(2) 事業税

ア 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人の事業税について、当該法人の資本金の区分に応じ、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額によって課することとしました。(第37条関係)

イ 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する法人の事業税の税率を見直すこととしました。(第39条関係)

(3) 不動産取得税

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日に係る特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとしました。(附則第10項の2の2関係)

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとしました。(附則第10項の2の3関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県税の特別措置の適用期間を令和4年3月31日まで延長することとしました。(第2条及び第3条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第39号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</u></p> <p>(2) <u>電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額</u></p> <p>(3) <u>電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）</u> 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額</p>

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、  
付加価値割額及び資本割額の合算額  
イ 第1号イに掲げる法人 収入割額及び所  
得割額の合算額

2～4 略

(法人の事業税の課税標準)

第37条の2 法人の行う事業に対する事業税の課  
税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応  
じ、当該各号に定めるものによる。

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

2 前項第1号の各事業年度の付加価値額は法第  
72条の14の規定により、同項第2号の各事業年  
度の資本金等の額は法第72条の21の規定によ  
り、同項第3号の各事業年度の所得は法第72条の  
23第1項から第4項までの規定により、前項第  
4号の各事業年度の収入金額は法第72条の24の  
2の規定により算定する。ただし、法第72条の  
5に規定する法人及び公益性があり知事が必要  
と認めるもので医療施設に係る事業を行うもの  
の所得は、法第72条の23第2項の規定の例によ  
り算定することができる。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定  
の適用)

第37条の3 略

2 略

3 第37条第1項第1号ア又は第3号アに掲げる  
法人で受託法人(法人課税信託の受託者である  
法人(その受託者が個人である場合には、当該  
受託者である個人)について、前2項の規定に  
より、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰  
属する者としてこの節の規定を適用する場合に  
おける当該受託者である法人をいう。以下この  
節において同じ。)である者に対しては、付加  
価値割及び資本割を課さない。

4 略

5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信  
託の受託者についてこの節の規定を適用する場  
合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ  
る字句とする。

第39条第1項第1号及び第4項第1号	略	略
第39条第1項第3号及び第4項第3号	略	略
第39条第3項第1号	合計額	合計額(受託法人であるものにあつては、アに掲げる金額)
第39条第4項	略	略
第41条第1項	第37条第1項第1号アに掲げる法人	第37条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号イに	同号イに掲げる

2～4 略

(法人の事業税の課税標準)

第37条の2 法人の行う事業に対する事業税の課  
税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ  
、当該各号に定めるものによる。

- (1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる  
事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるも  
の  
ア 付加価値割 各事業年度の付加価値額  
イ 資本割 各事業年度の資本金等の額  
ウ 所得割 各事業年度の所得
- (2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易  
保険業 各事業年度の収入金額

2 前項第1号アの各事業年度の付加価値額は法  
第72条の14の規定により、同号イの各事業年  
度の資本金等の額は法第72条の21の規定によ  
り、同号ウの各事業年度の所得は法第72条の23第1  
項から第4項までの規定により、前項第2号の  
各事業年度の収入金額は法第72条の24の2の規  
定により算定する。ただし、法第72条の5に規  
定する法人及び公益性があり知事が必要と認め  
るもので医療施設に係る事業を行うものの所得  
は、法第72条の23第2項の規定の例により算定  
することができる。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定  
の適用)

第37条の3 略

2 略

3 第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法  
人(法人課税信託の受託者である法人(その受  
託者が個人である場合には、当該受託者である  
個人)について、前2項の規定により、当該法  
人課税信託に係る信託資産等が帰属する者とし  
てこの節の規定を適用する場合における当該受  
託者である法人をいう。以下この節において同  
じ。)である者に対しては、付加価値割及び資  
本割を課さない。

4 略

5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信  
託の受託者についてこの節の規定を適用する場  
合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ  
る字句とする。

第39条第1項第1号及び第3項第1号並びに第41条第1項	略	略
第39条第1項第3号及び第3項第3号	略	略
第39条第3項	略	略

	掲げる法人	法人(同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人(同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
	同項第3号アに掲げる法人	同項第3号アに掲げる法人で固有法人であるもの
略	略	略

略	略	略

(法人の事業税の課税標準の区分經理の義務)  
 第38条 医療法人、医療施設(施行令第21条の7に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)又は第37条の2第2項ただし書の規定により所得を算定しようとするもので事業税の納税義務がある法人は、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって、当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額及び損金の額又は個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して經理しなければならない。  
 2・3 略

(法人の事業税の税率等)  
 第39条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。  
 (1)~(3) 略  
 2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。  
 3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。  
 (1) 第37条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
 ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額  
 イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額  
 ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額  
 (2) 第37条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
 ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額  
 イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額  
 4 略

(法人の事業税の申告納付の期間)  
 第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等(第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人

(法人の事業税の課税標準の区分經理の義務)  
 第38条 医療法人、医療施設(施行令第21条の6に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)又は第37条の2第2項ただし書の規定により所得を算定しようとするもので事業税の納税義務がある法人は、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって、当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額及び損金の額又は個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して經理しなければならない。  
 2・3 略

(法人の事業税の税率等)  
 第39条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。  
 (1)~(3) 略  
 2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。  
 3 略

(法人の事業税の申告納付の期間)  
 第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割(第37条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)又は収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い

の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(4) 略
- 2 略

(県たばこ税の課税免除)

第42条の35の2 略

- 2 前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第42条の35の4第1項又は第3項の規定による申告書に前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係る県たばこ税額を記載し、かつ施行規則第8条の4第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。
- 3 第1項(第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、知事に施行規則第8条の4第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。
- 4 略

(県たばこ税の申告納付の手続)

第42条の35の4 前条の規定によって県たばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対する県たばこ税額、第42条の35の2第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係る県たばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする県たばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第16号様式の申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を施行規則第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第42条の35の2第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式の書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあっては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した施行規則第16号の2様式の書類を添付しなければならない。

- 2～5 略

(ゴルフ場利用税の税率)

第42条の37 略

- 2 略
- 3 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して5分の1(第1号に掲げる利用にあっては、2分の1)以上軽減された額で定められている場合は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。
  - (1) 略
  - (2) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する国民体育大会に準ずるものとして規則で定める競技会に参加する選手(アマチュアスポーツとしてゴルフをする者に限る。)の当該競技会に係るゴルフ場の利用で規則で定めるもの

、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(4) 略
- 2 略

(県たばこ税の課税免除)

第42条の35の2 略

- 2 前項の規定は、卸売販売業者等が、知事に施行規則第8条の4に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

- 3 略

(県たばこ税の申告納付の手続)

第42条の35の4 前条の規定によって県たばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対する県たばこ税額、第42条の35の2第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係る県たばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする県たばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第16号様式の申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を施行規則第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第42条の35の2第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式の書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあっては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した施行規則第16号の2様式の書類を添付しなければならない。

- 2～5 略

(ゴルフ場利用税の税率)

第42条の37 略

- 2 略
- 3 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して5分の1(第1号に掲げる利用にあっては、2分の1)以上軽減された額で定められている場合は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。
  - (1) 略
  - (2) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する国民体育大会及び同大会の予選会並びにこれらに準ずるものとして規則で定める競技会(以下この号において「国民体育大会等」という。)に参加する選手(アマチュアスポーツとしてゴルフをする者

## 4 略

## 附 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

- 10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第42条の25第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例)

- 11 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中の租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第25条の3第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令で定める額を免除するものとする。

## 11の2・11の3 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

## 12 略

- 12の2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

- 13の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項

に限る。)の国民体育大会等に係るゴルフ場の利用で規則で定めるもの

## 4 略

## 附 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

- 10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第42条の25第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例)

- 11 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中の租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第25条の3第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令で定める額を免除するものとする。

## 11の2・11の3 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

## 12 略

- 12の2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

- 13の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第13項の4まで、附則第13項の8及び附則第27項にお

において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得(附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の2において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

13の4 略

13の4の2 附則第13項の3の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で施行令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で施行令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたときは、附則第13項の3の規定の適用については、予定期間は、当該初日から当該施行令で定める日までの期間とする。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

14の2の27・14の2の28 略

14の2の29 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令で定めると

いて同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得(附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の2において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

13の4 略

13の4の2 附則第13項の3の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で施行令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で施行令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたときは、附則第13項の3の規定の適用については、予定期間は、当該初日から当該施行令で定める日までの期間とする。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

14の2の27・14の2の28 略

14の2の29 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令で定めるところにより、第1号から第3号までの規

ころにより、第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(1)～(5) 略

14の2の30 略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

15の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第16項の7までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び附則第15項の9第1号において「基本方針」という。)に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 略

15の8 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円(乗車定員30人未満の附則第15項の8に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 略

15の9 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(1)～(5) 略

14の2の30 略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

15の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第16項の7までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び附則第15項の9第1号において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 略

15の8 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円(乗車定員30人未満の附則第15項の8に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 略

15の9 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)・(3) 略

15の10～15の14 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 略

16の2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) 略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 略

略

16の3 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(2)・(3) 略

15の10～15の14 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 略

16の2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) 略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 略

略

16の3 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

ては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

略

16の4～16の7 略

(東日本大震災に係る優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡の特例)

- 27 附則第13項の3の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成23年12月31日であるものに限る。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で施行令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で施行令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該施行令で定める日までの期間を附則第13項の3に規定する期間とみなして、同項の規定を適用する。

ては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

略

16の4～16の7 略

(東日本大震災に係る優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡の特例)

- 27 附則第13項の3の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成23年12月31日であるものに限る。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で施行令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で施行令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該施行令で定める日までの期間を附則第13項の3に規定する期間とみなして、同項の規定を適用する。

備考 改正前欄中の第37条の規定は、和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成30年和歌山県条例第45号)第1条の規定による改正後の規定である。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の和歌山県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第37条第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法（昭和40年法律第34号）第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

- 5 新条例第42条の37第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 略 （県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>7 略</p> <p>8 次の各号に掲げる期間内に、附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（以下「28年新条例」という。）第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、和歌山県税条例第42条の35の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。                      (1)・(2) 略                      (3) <u>平成30年4月1日から令和元年9月30日まで</u> 1,000本につき656円</p> <p>9～17 略</p> <p>18 <u>令和元年10月1日</u>前に28年新条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 略 （県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>7 略</p> <p>8 次の各号に掲げる期間内に、附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（以下「28年新条例」という。）第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、和歌山県税条例第42条の35の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。                      (1)・(2) 略                      (3) <u>平成30年4月1日から平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき656円</p> <p>9～17 略</p> <p>18 <u>平成31年10月1日</u>前に28年新条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、</p>

これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき274円とする。

19 附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	略	
	平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>
附則第11項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>
附則第12項	略	
	平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>
略	略	略

20～24 略

これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき274円とする。

19 附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	略	
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
附則第11項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
附則第12項	略	
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
略	略	略

20～24 略

7 和歌山県税条例の一部を改正する条例(平成29年和歌山県条例第46号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 (県民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第5号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>3～5 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (県民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第5号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>3～5 略</p>

(和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成30年和歌山県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略</p>

- (4) 第2条及び附則第10項の規定 令和元年10月1日
- (5) 第1条中和歌山県税条例第18条、第18条の2(第7号に掲げる改正規定を除く。)、第37条、第41条及び第42条の13の2の改正規定並びに同条例附則第6項(第7号に掲げる改正規定を除く。)、第6項の3及び第6項の6の改正規定並びに附則第3項の規定 令和2年4月1日
- (6) 第3条及び附則第11項から第16項までの規定 令和2年10月1日
- (7) 第1条中和歌山県税条例第18条の2第1項第2号及び第24条の改正規定並びに同条例附則第6項(「金額」を「金額に10万円を加算した金額」に改める改正規定に限る。)及び第6項の2の改正規定並びに次項の規定 令和3年1月1日
- (8) 第4条及び附則第17項から第22項までの規定 令和3年10月1日
- (9) 第5条及び附則第23項の規定 令和4年10月1日  
(県民税に関する経過措置)
- 2 前項第7号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 略  
(県たばこ税に関する経過措置)
- 4～11 略
- 12 令和2年10月1日前に新条例第42条の32の2第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(新条例第42条の35の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第18項において「売渡し等」という。)が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ(以下この項から附則第22項までにおいて「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する新条例第42条の32の2第1項に規定する卸売販売業者等(以下この項から附則第22項までにおいて「卸売販売業者等」という。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 13 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第19項において「平成30年改正施行規則」という。)別記第1号様式による申告書を令和2年11月2日までに、知事に提出しなければならない。
- 14 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る県たばこ税の税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 15 附則第12項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもの
- (4) 第2条及び附則第10項の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中和歌山県税条例第18条、第18条の2(第7号に掲げる改正規定を除く。)、第37条、第41条及び第42条の13の2の改正規定並びに同条例附則第6項(第7号に掲げる改正規定を除く。)、第6項の3及び第6項の6の改正規定並びに附則第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条及び附則第11項から第16項までの規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中和歌山県税条例第18条の2第1項第2号及び第24条の改正規定並びに同条例附則第6項(「金額」を「金額に10万円を加算した金額」に改める改正規定に限る。)及び第6項の2の改正規定並びに次項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条及び附則第17項から第22項までの規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条及び附則第23項の規定 平成34年10月1日  
(県民税に関する経過措置)
- 2 前項第7号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 略  
(県たばこ税に関する経過措置)
- 4～11 略
- 12 平成32年10月1日前に新条例第42条の32の2第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(新条例第42条の35の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第18項において「売渡し等」という。)が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ(以下この項から附則第22項までにおいて「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する新条例第42条の32の2第1項に規定する卸売販売業者等(以下この項から附則第22項までにおいて「卸売販売業者等」という。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 13 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第19項において「平成30年改正施行規則」という。)別記第1号様式による申告書を平成32年11月2日までに、知事に提出しなければならない。
- 14 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る県たばこ税の税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 15 附則第12項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもの

ほか、附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（以下この項において「2年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（2年10月新条例第42条の34第1項、第42条の35、第42条の35の2及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第42条の35の10	略	略
	これらの項に規定する申告書の提出期限	令和2年11月2日

16・17 略

- 18 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 19 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正施行規則別記第1号様式による申告書を令和3年11月1日までに、知事に提出しなければならない。
- 20 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る県たばこ税の税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 21 附則第18項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の和歌山県税条例（以下この項において「3年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（3年新条例第42条の34第1項、第42条の35、第42条の35の2及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第42条の35の10	略	略
	これらの項に規定する申告書の提出期限	令和3年11月1日

22・23 略

ほか、附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第42条の34第1項、第42条の35、第42条の35の2及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第42条の35の10	略	略
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日

16・17 略

- 18 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 19 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正施行規則別記第1号様式による申告書を平成33年11月1日までに、知事に提出しなければならない。
- 20 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る県たばこ税の税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 21 附則第18項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の和歌山県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第42条の34第1項、第42条の35、第42条の35の2及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第42条の35の10	略	略
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成33年11月1日

22・23 略

9 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 略 （自動車税に関する経過措置）</p> <p>3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和元年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略 （自動車税に関する経過措置）</p> <p>3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。</p>

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

10 和歌山県税条例の一部を改正する条例（令和元年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中和歌山県税条例第42条の37の改正規定を次の表に掲げるとおり改める。

改正後	改正前
<p>（ゴルフ場利用税の税率）</p> <p>第42条の37 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して5分の1（第1号に掲げる利用にあつては、2分の1）以上軽減された額で定められている場合は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民スポーツ大会に準ずるものとして規則で定める競技会に参加する選手（アマチュアスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の当該競技会に係るゴルフ場の利用で規則で定めるもの</p> <p>4 略</p>	<p>（ゴルフ場利用税の税率）</p> <p>第42条の37 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して5分の1（第1号に掲げる利用にあつては、2分の1）以上軽減された額で定められている場合は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会に準ずるものとして規則で定める競技会に参加する選手（アマチュアスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の当該競技会に係るゴルフ場の利用で規則で定めるもの</p> <p>4 略</p>
<p>備考 改正前欄中の第42条の37の規定は、和歌山県税条例の一部を改正する条例（令和2年和歌山県条例第39号）の規定による改正後の規定である。</p>	

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第40号

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成27年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の課税免除)                      第2条 平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。                      (1)～(3) 略                      2・3 略</p>	<p>(事業税の課税免除)                      第2条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。                      (1)～(3) 略                      2・3 略</p>
<p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)                      第3条 平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。)に対しては、不動産取得税を課さない。                      2 略                      附 則                      3 平成27年10月8日から令和3年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「1.00分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>	<p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)                      第3条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。)に対しては、不動産取得税を課さない。                      2 略                      附 則                      3 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「1.00分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。